

「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律施行規則案」等についての意見・情報の募集」についての
 主な御意見の内容とそれに対する考え

○主な御意見の内容及びそれに対する考え

	御意見の概要	回答
1	<p>農業者も「スマート農業」を正確に理解できていない。 説明会だけでなく、農業者に足を運んで意見を聴くべきである。</p>	<p>スマート農業技術活用促進法の施行に当たり、7月16日から8月2日にかけて、全国でブロック別説明会を開催し、制度の概要等について説明を行ったほか、8月21日から道府県別説明会を順次開催しています。</p> <p>その際、説明会に御参加いただいた方と、スマート農業や、今回意見を募集した「生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に関する基本的な方針案」（以下「基本方針案」という。）の内容についての意見交換を行ったほか、個別に農業者との意見交換を実施してきました。引き続き、農業者をはじめとした関係者の皆様からの意見を伺いつつ、スマート農業技術の活用の促進を図ってまいります。</p>
2	<p>作業効率を向上させる技術だけでなく、収益性の向上の寄与する技術も、スマート農業技術活用促進法の支援対象にする必要がある。</p>	<p>「生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に関する基本的な方針案」（以下「基本方針案」という。）では、</p> <p>① 開発供給事業の目標として、省力化に限らず、付加価値の向上に資する技術を規定し（基本方針案第二の1(2)）、</p> <p>② 生産方式革新実施計画の認定に当たっても、農業者等の所得に関する要件を設け（基本方針案第一の2(6)）、収益性についても配慮することとしています。</p>
3	<p>基本方針案第四「その他重要事項」に、認定開発供給事業に係る技術に関する情報発信に関する積極的な施策について記載することが適切である。</p>	<p>認定開発供給実施計画に係る技術について情報発信が行われ、幅広い分野におけるスマート農業技術への関心を高めることが、スマート農業技術の開発の促進のために重要であると考えています。</p>

		<p>そのため、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用促進に関する法律第13条第9項で、認定開発供給実施計画の概要を公表することとしているほか、同法第20条第1項では、国が情報の収集や提供に努めることを規定しています。また、基本方針案の第三で、情報の収集や提供の役割を担う「協議会」の設置を規定しているため、原案のとおりといたします。</p> <p>いただいた御意見を踏まえ、認定開発供給事業に係る技術に関する情報発信を積極的に行える体制を整えてまいります。</p>
4	<p>基本方針案の第四の1(4)「スマート農業技術等に関する知的財産の保護及び活用」について、以下の【 】のとおり追記することが適切である。</p> <p>「スマート農業技術の活用にあたっては、農業者等や事業者が開発又は保有する新品種、データその他の有用な技術上又は営業上の情報等の知的財産が当該農業者等や事業者の意図しない形で流出しないよう保護が徹底され、活用されることが重要である。このため、【新品種、商標、特許、営業秘密、限定提供データ、標準などを組み合わせた知財ミックスおよびオープン&クローズ戦略が重要になる。】農業者等や事業者は、スマート農業技術の活用にあたって、知的財産に関する研修等への積極的な参加や、専門人材からの助言等を通じて、知的財産の保護及び活用に係る知識の習得及び向上を図り、国が定めた関係するガイドラインも参照しつつ、データに関する権利帰属やその提供方法等に関する契約を適切に定めるよう努めるものとする。加えて、…」</p>	<p>基本方針案第四の1(4)では、スマート農業技術の活用における知的財産の保護及び活用の重要性や、農業者・事業者が研修に積極的に参加したり、専門人材からの助言を受けることで、知的財産の保護及び活用に係る知識の習得・向上を図る旨を明記しています。御意見のあった「知財ミックスおよびオープン&クローズ戦略」についても、これらの規定が包含しているものであるため、原案のとおりといたします。</p> <p>いただいた御意見を踏まえ、農業者・事業者が「知財ミックスおよびオープン&クローズ戦略」について理解を得られるよう、これらの施策の推進に努めてまいります。</p>
5	<p>中山間地域や小規模農業者、高齢の農業者に対する支援を充実させるため、以下の事項を基本方針に記載することが必要である。</p>	<p>基本方針第一の1(1)、第二の1(1)では、中小・家族経営や中山間地域の農業者や、高齢の農業者等への配慮について定めています。</p>

	<p>① 国や地方公共団体が「スマート農業技術活用サービス事業者」としての役割を担い、中山間地域や小規模農家への公平なサービス提供を確保すること。</p> <p>② 中山間地域や小規模・高齢農業者向けの「スマート農業実証プロジェクト」の早期実施と、それに基づく開発供給事業の促進を求めること。</p> <p>③ 「誰でも簡単に少ない労力で有機稲作を可能とするスマート農機」の開発供給事業を強化すること。</p> <p>④ 地方公共団体がスマート農業技術の普及において主体的な役割を果たし、民間からの協力要請に対応する仕組みを整えること。</p>	<p>① 国や地方公共団体がスマート農業技術活用サービス事業者の役割を担うには、財政的・組織的観点等の様々な課題があると考えています。中山間地域の農業者がスマート農業技術活用サービスを利用できるよう、スマート農業技術活用サービス事業者の育成に努めてまいります。</p> <p>② 「スマート農業実証プロジェクト」については、既開発技術（市販化技術）の生産現場における導入効果の検証を目的に、令和元年度からこれまで、平場・中山間地域を問わず、高齢者や中小・家族経営を含む幅広い農業者に取り組んでいただき、一定の成果が得られたことから、令和5年度の採択課題をもって終了しております。この実証プロジェクトを通して明らかとなった、技術開発の必要性が特に高いと認められるスマート農業技術について、基本方針第二の1(2)で定めており、それに基づいて開発供給事業の促進に努めてまいります。</p> <p>③ 基本方針第二の1(2)では、営農類型ごとに省力化又は高度化の必要性が特に高い農作業における実用化が不十分なスマート農業技術等を定めています。水田作についてもこの観点から実用化が不十分なスマート農業技術等を定めており、その中で「有機栽培体系に対応した技術を含む」旨を明記しています。</p> <p>④ 法第5条や基本方針第四の1(5)で地方公共団体の役割について規定しています。地域によって地方公共団体に期待される役割もさまざまであるため、地域の事情に応じて地方公共団体が適切な役割を果たせるよう、連携を図ってまいります。</p>
6	<p>スマート農業の実施に最適で安価なハウス開発も開発供給事業の対象とすることを求める。</p>	<p>開発供給事業の対象技術は、農業において特に必要性が高いと認められる、スマート農業技術など生産方式革新事業活動に資する先端的な技術と規定しております（法第2条第5項）。</p>

		そのため、スマート農業技術の効果を向上させる機能や性を有するハウスを開発する場合（例えば、開発供給事業の促進の目標のうち、局所CO ₂ 施用等の収量又は品質の向上に資するハウス施設内の環境制御の高度化に係る技術を開発する場合等）においては、当該ハウスの開発も開発供給事業の対象になる場合があります。詳細は、開発供給実施計画の認定審査を担当する本省研究推進課にお尋ねください。
7	速やかな申請・認定が可能な環境整備が必要である。	申請方法の詳細や認定審査に係る標準的な期間等は、別途お示しすることを予定しています。御意見を踏まえ、簡易な申請や迅速な認定が実現するように努めてまいります。
8	市町村担当者の認定事務負担への留意が必要である。	都道府県や市町村においても、スマート農業の促進に向けて協力いただいているところですが、スマート農業技術活用促進法に基づく生産方式革新実施計画及び開発供給実施計画の認定は、国（本省又は地方農政局）が認定審査の実務に当たり、都道府県や市町村が直接認定審査の事務を担当することはありません。

※ このほか、政策面から、スマート農業技術の導入に係る補助金の充実、食料自給率の向上、就農者数の確保、農業用ドローンに関する規制緩和、ゲノム編集技術等について幅広く御意見を頂戴しました。

本意見公募の対象は、法律の委任に基づいて定める「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律施行規則案」等の規定に関するものであるため、政策に関するこれらの御意見は、今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます

※ 意見公募手続の実施後に、食料・農業・農村政策審議会の意見を踏まえた修正及び技術的修正を行っております。食料・農業・農村政策審議会における調査・審議の状況については、農林水産省ホームページを御覧ください。